



寄 附 申 出 書

令和 3 年 11 月 10 日

逗 子 市 長

(申出人) 氏名 渡 邊 利 三

下記のとおり寄附をします。

金額 1,000,000,000 円

寄附の条件

- (1) 市は、寄附金を原資とした一般財団法人（以下「財団」という）を設立する。
- (2) 財団は、国内外を問わずリーダーとして活躍したいという高い志を持ち、かつ経済的理由により修学困難な逗子市在住の者に対し、奨学金を給付し、グローバルな視野を持つ人材の育成を図る。奨学生の決定に当たっては、文部科学省が指定するスーパーグローバル大学に就学する者及びひとり親家庭の学生を優遇すること。奨学金は、年度末に一定以上の成績を収めた奨学生についてのみ、次年度以降の支給を継続する。
- (3) 寄附金は財団の基本財産として運用し、元本を毀損しないよう努め、その運用益により奨学金の支給及び財団の運営を行うよう努める。ただし、財団の設立に要する経費、運用益が生じるまでの間の財団運営費及び奨学金原資は市の負担とする。
- (4) 市は、財団設立と同時に、寄附金を財団へ譲渡し、財団はその運用を開始する。運用は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で行う。
- (5) 財団は、できるだけ早期に、公益財団法人へ移行する。
- (6) 財団が解散等により清算するとき有する残余財産は、「公益財団法人渡邊財団」に移行する。
- (7) 市が財団を設立できないときは、寄附契約を解除し、寄附を返還する。

# 一般財団法人渡邊利三逗子市奨学金財団定款（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般財団法人渡邊利三逗子市奨学金財団と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県逗子市に置く。

（目的）

第3条 この法人は、国内外を問わずリーダーとして活躍したいという志を持つ、経済的理由により就学困難な逗子市在住の若者に奨学金を支給し、グローバルな視野を持つ人材の育成及び修学の機会の確保に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

（1）奨学金の給付

（2）その他この法人の目的を達するために必要な事業

（事業年度）

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第2章 資産及び会計

（設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額）

第6条 設立者の名称及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

住所 逗子市逗子5丁目2番地16号

名称 逗子市

拠出財産及びその価額 現金10億円

（財産の種別）

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。ただし、寄附金品であつて寄附者の指定のあるものは、その指示に従う。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業計画及び収支予算）

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書等（事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、毎事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属説明書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

### 第3章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者  
(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法（平成15年度法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法（平成15年度法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は辞任又は任期満了後においても、第10条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第4章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する費用弁償の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の議事は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する費用弁償の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があった

ものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名するものとする。

## 第 5 章 役員

(役員を設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 5 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長を代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 第 3 項及び第 4 項の規定については、監事に準用する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要な場合は意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評

議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。  
(役員了解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、一般法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問等)

第31条 この法人に、特別顧問及び顧問を若干名置くことができる。

2 特別顧問は、この法人にとくに貢献している個人から理事長が推薦し、理事会で選任する。

3 特別顧問は、理事長からの諮問に応えるほか、理事会の承認を得て理事会、評議員会及び特定の委員会に出席し、意見を述べることができる。

4 顧問は、学識経験者及び実務家の中から、高い専門知識を有するものを理事会において任期を定めた上で選任する。

5 顧問は、理事長の諮問に応え、理事会に意見を述べることができる。

6 特別顧問及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第 34 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から選出された者がこれにあたる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事はこれに署名しなければならない。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的、事業及び評議員の選任及び解任についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、「公益財団法人渡邊財団」に贈与するものとする。

2 その他の財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。



## 第8章 事務局

### (設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

### (委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

### 理事

### 監事

- 4 この法人の最初の理事長は                    とし、常務理事は                    とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

### 附則

この定款は、令和    年    月    日から施行する。

## 渡邊利三逗子市奨学金給付規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、国内外を問わずリーダーとして活躍したいという高い志を持ち、かつ経済的理由により大学に就学することが困難な者に対して、一般財団法人渡邊利三逗子市奨学金財団（以下「財団」という。）が、渡邊利三氏からの寄附金を原資とする渡邊利三逗子市奨学金（以下「奨学金」という。）を給付するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （申請資格）

第2条 奨学金の申請をできる者は、次の要件をすべて備えているものとする。

- (1) 逗子市内に引き続き1年以上居住していること。
  - (2) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、20歳未満であること。
  - (3) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（ただし、短期大学及び大学院を除く。以下「大学」という。）のうち、文部科学省が創設したスーパーグローバル大学創生支援事業に指定された大学（タイプA校及びタイプB校。以下「スーパーグローバル大学」という。）又はその他の大学（以下「一般大学」という。）の第一学年に在学すること。
  - (4) 成績優秀で心身健全であること。
  - (5) 経済的理由により就学困難であること。
  - (6) 他の給付型奨学金を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号以外の要件を備えている者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その父、母又は生計を一にする親族その他これらに準ずる者として財団が認める者（以下「父母等」という。）が市内に1年以上引き続き住所を有しているときは、奨学金の支給を受けることができるものとする。
- (1) 就学地が遠隔にあるとき。
  - (2) 特に就学の必要上やむを得ず市外に居住するとき。

### （奨学金の額）

第3条 奨学金の額は、年額72万円とする。

### （支給期間）

第4条 前条に規定する奨学金は、毎学年末の成績が一定の基準を満たすことを条件とし、大学の正規の修業年限を終了するときまで支給する。

### （支給申請）

第5条 奨学金の支給を受けようとする者は、奨学金給付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、財団に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 卒業した学校又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類
- (3) 住民票の写し
- (4) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
- (5) その他財団が必要と認めるもの

（奨学金受給者の決定）

第6条 財団は、前条の申請があったときは、選考委員会の結果により奨学金受給者を決定し、奨学金受給者に対し、奨学金受給者決定通知書（第2号様式）により通知する。

（奨学金の給付申請）

第7条 前条の規定により奨学金受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書（第3号様式）を財団に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する書類を当該提出期限までに提出をしない場合は、前条の決定は、その効力を失うものとする。

（奨学金の交付）

第8条 奨学金は、年に2回交付するものとし、4月から9月分を9月に、10月から3月分を3月に交付する。

（奨学金の継続）

第9条 受給者は、最終学年を除く毎学年末に、第5条第1項第4号に規定する書類、当該学年の成績証明書及び奨学金請求書兼振込先口座届出書（第3号様式）を財団に提出しなければならない。ただし、最終学年においては、当該学年の成績証明書を提出するものとする。

- 2 前項の規定により提出された書類により、同一世帯の所得が基準を満たさないとき又は、当該学年の成績が基準を満たさないときは、当該学年限りで奨学金の支給を打ち切るものとする。

（奨学金の中止等）

第10条 財団は、受給者が、前条第2項に規定するほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から奨学金の支給を打ち切るものとする。

- (1) 第2条第1項の要件を欠いたとき又は同条第2項の場合にあって父母等が市内に住所を有しなくなったとき。

- (2) 退学又は除籍となったとき。
  - (3) 停学又は留年したとき。
  - (4) 奨学金の支給の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- 2 財団は、受給者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までに相当する奨学金の支給を休止する。この場合において、これらの月分に相当する分として既に支給した奨学金があるときは、その奨学金は、当該受給者が復学した日の属する月以後の分に相当する奨学金として支給したものとみなす。

(奨学金の返還等)

第 11 条 偽りの申請その他不正の手段により奨学金の支給を受けた者又は前条第 1 項の場合において特に必要と認められる者に対しては、財団は、奨学金の支給決定を取り消すとともに、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(届出の義務)

第 12 条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに財団に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、停学、若しくは留年し、又は、退学、除籍の処分を受けたとき。
  - (2) 本人又は父母等の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- 2 父母等は、受給者が死亡したとき又は前項の場合において、受給者が傷病その他事故により自ら届け出ることができないときは、直ちに財団に届け出なければならない。

(成果報告等)

第 13 条 受給者は、大学卒業後、財団の求めに応じ、大学進学の結果を公表する等、財団の事業に協力するものとする。

(様式)

第 14 条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

## スーパーグローバル大学一覧

### 【タイプA：トップ型】

1 北海道大学
2 東北大学
3 筑波大学
4 東京大学
5 東京医科歯科大学
6 東京工業大学
7 名古屋大学
8 京都大学
9 大阪大学
10 広島大学
11 九州大学
12 慶應義塾大学
13 早稲田大学

### 【タイプB：グローバル化牽引型】

1 千葉大学
2 東京外国語大学
3 東京芸術大学
4 長岡技術科学大学
5 金沢大学
6 豊橋技術科学大学
7 京工芸繊維大学
8 奈良先端科学技術大学院大学
9 岡山大学
10 熊本大学
11 国際教養大学
12 会津大学
13 国際基督教大学
14 芝浦工業大学
15 上智大学
16 東洋大学
17 法政大学
18 明治大学
19 立教大学
20 創価大学
21 国際大学
22 立命館大学
23 関西学院大学
24 立命館アジア太平洋大学